

環 境 宣 言（解説）

1 定 義

組織の環境改善活動に係わる意図及び基本的な考え方の表明を行うことを指し、活動に方向づけを与える。

2 内 容

- (1) 行政サービスや事業の性質、規模及び環境に及ぼす影響に見合った内容にする。
- (2) 継続的な環境改善活動と汚染の予防を約束する。
- (3) 環境に関する法的及びその他の要求事項を守ることを約束する。
- (4) 環境改善のための目標を定めるとともに、定期的に見直しをすることを明確にする。
- (5) 組織の全員に知らせる。
- (6) 一般の人々が入手可能である。

3 基本理念

福知山市は、「持続可能で豊かなまち福知山」を育てていくための環境将来像や環境政策を定めた「福知山市環境基本計画～環境の環づくりをめざして～」を策定しました。本計画では、「地球環境の保全」「自然環境との共生」「循環型社会の構築」を市民・事業者・市民団体、そして市がパートナーシップを形成しながら推進することとしています。

「福知山市環境基本計画」は、後期計画（平成21年度～25年度）が策定され、引き続き「環境の環づくりをめざして」取組が進められています。市の基本計画を踏まえて、環境保全活動に取り組みます。

福知山市では、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、全組織を挙げて環境負荷の低減に努力します。

京都府地球温暖化対策条例にあるように、地球温暖化の防止は、人類共通の課題です。温室効果ガスの排出量の抑制など環境負荷の低減に努力していきます。

4 方 針

福知山市は、本庁舎における行政事務、事業に関わる全ての活動及びサービスの環境影響を改善するために次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進し、環境保全に努めます。

本庁舎で行われるあらゆる事務、事業の活動やサービスによって、環境に生じる変化（エネルギーの使用や廃棄物の増の低減など）を改善するために、環境マネジメント活動を推進し、環境保全に努めます。

1 本庁舎の活動及び行政サービスに係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。

本庁舎の活動や行政サービスの提供に係わる環境影響を認識し、汚染物質や廃棄物の発生や排出を避ける、あるいは、リサイクルや資源の有効活用などで低減することにより環境汚染の予防を推進します。

2 本庁舎の活動及び行政サービスに係わる環境関連の法律、条例及びその他の要求事項を遵守します。

本庁舎の活動や行政サービスの提供に係わる環境関連の法律（廃棄物処理法、リサイクル法、省エネルギー法など） 条例（京都府地球温暖化対策条例、福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例）及びその他の要求事項（グリーン購入、協定など）を遵守します。

3 本庁舎の活動及び行政サービスに係わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理テーマとして取り組みます。

- (1) 省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物削減
- (3) 環境啓発活動の実施

環境改善のための環境管理テーマ（長期目標）を3項目定めます。

本庁舎の活動で環境影響の主なものとして、電気、ガス、ガソリンといったエネルギー使用と可燃ゴミ、不燃ゴミや古紙といった廃棄物の排出があります。これらは、環境マネジメント活動の推進によって環境負荷の低減ができ、効果が期待できる項目です。

また、市職員として、環境保全活動の啓発や意識向上に努め、「福知山市環境基本計画」にあるように、市民・事業者・市民団体、市とのパートナーシップの形成に寄与していきます。

4 一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を全職員に周知するとともに福知山市ホームページ等により広く公開します。

全職員に環境宣言を周知し、環境負荷低減活動の積極的な実践をお願いします。
また、一般にも広く周知し、環境保全活動の啓発を行います。

上記の方針達成のために、目標を設定し、定期的に見直しながら、環境マネジメント活動を推進します。

方針達成のために、目標を設定し、定期的に見直すこととします。